

# チャイルドケアに関する法律

●ガイドブック初版 P99～104（オレンジ表紙）

●ガイドブック第2版 P97～103（グリーン表紙）

ガイドブック内「チャイルドケアに関する法律」にあたる全文です。旧薬事法に関連する表現において変更を加えています。今後はこちらをご参照くださいますようお願いいたします。

## チャイルドケアに関する法律

ライセンスを取得された方々が、さまざまなご活動（ボランティア含む）をされる際に、注意しなければならない法律があります。

とくにエッセンシャルオイルは薬ではなく、ベビーマッサージなども医療行為ではありません。以下に主要な法律をご紹介しますが、今後も必要に応じて各種法律の確認をしましょう。

### 1. 職業選択の自由及び公共の福祉による制限（日本国憲法）

日本国憲法第22条第1項では、「何人も、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有する。」と書かれています。チャイルドケアに関する各種仕事に限らず、誰でも自分の就く職業を自由に選択できることが保障されているわけです。

しかし、同項には、「公共の福祉（社会全体の利益・秩序）に反しない限り」という注意が付されていることを忘れてはいけません。

【根拠条文】

日本国憲法第22条《居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由》

1. 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

### 2. エッセンシャルオイルに関する法律

#### ①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（略称「医薬品医療機器等法」・・・旧「薬事法」）

まず注意しなければならないことは、エッセンシャルオイルは法的には、医薬品、医薬部外品、化粧品に含まれず、雑貨扱いとされることです（第2条）。従って、精油を医薬品、医薬部外品、化粧品として、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告、表示、説明をして販売したり、そのように誤解させるような広告、表示、説明をして販売することは禁止されています。次に注意しなければならないことは、医薬品、医薬部外品、化粧品の製造業の許可を受けていない者が、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品の製造をすることは禁止されています（小分けを含む）。従って、無許可の化粧品を作り、販売することはできません（第12条）。また、授与することも販売の概念に入るために禁止されています。

ただし、自己使用の目的で精油から化粧品を作ることは禁止されていません。

#### ◆エッセンシャルオイルの販売における表現上の注意◆

エッセンシャルオイルは雑貨品ですから医薬品、医薬部外品、化粧品などと、誤解されるような表現は避けなければなりません。

具体的には「アトピーに効果があります」、「風邪が治ります」など、効果、効能をうたうことは医薬品としての誤解をされますし、また病名を告げることはできません。「虫よけ剤として使用してください」などは、医薬部外品として誤解されます。また「このエッセンシャルオイルは、保湿作用があります」などは、化粧品としての誤解をされます。

大事なことは『エッセンシャルオイルは、薬品でも医薬部外品でもなくまた化粧品でもないことを、販売者自身しっかり認識し、消費者に伝え、さらにエッセンシャルオイルの取り扱いの注意や、使用方法を説明すること』にあります。

#### 【医薬品医療機器等法根拠条文】一部編集

#### 第 2 条（定義）

1. この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- ・日本薬局方に収められている物
- ・人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（中略）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
- ・人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

2. この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であって人体に対する作用が緩和なものをいう。

- ・吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
- ・あせも、ただれ等の防止
- ・脱毛の防止、育毛又は除毛
- ・人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（中略）であって機械器具等でないもの
- ・1に規定する目的のために使用される物（中略）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3. この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほか、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

4. この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であって、政令で定めるものをいう。

12. この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

### 3. 実務に関する法律

ベビーマッサージを業（仕事）とする場合に、私たちが、いちばん気をつけなければいけないことは、ベビーマッサージは、医業でも医業類似行為でもないということです。従って、これらの行為をすることが、法律で独占的に認められている者の権利を侵害するような行為（治療行為をしたり、診断行為及びそれらと誤解を招くような言動、表示、広告をすること）をしてはいけませんし、そのような行為をすることで、お客さまに重大な不利益を与えることにもなりかねません。厳しい罰則規定も定められています。以下の注意点に違反しないように厳重に注意しましょう。

#### 【医師法根拠条文】一部編集

##### 第17条【非医師の医業禁止】

医師でなければ、医業をなしてはならない。

#### 4. 法律で一部許された医業行為—医業類似行為（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に 関する法律、「あはき法」及び柔道整復師法）

＜医業類似行為とは＞

医業類似行為とは、医師以外の者が行うことができる医療行為をいいます。具体的には以下の法律で免許を受けた、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律「以下“あはき法”」第12条）、柔道整復師（あはき法第12条、柔道整復師法第15条）のみが行うことができます。これらの資格者以外の者が疾病の治療または保健の目的をもって光、熱、器械器具その他の物を使用し、もしくは応用し、または四肢を運用して他人に施術を為すことは、他人の健康に害を及ぼす恐れがあるので禁止されています（療術取締り規則第1条、最高裁判所判決昭和35年1月27日参考）。

#### ＜マッサージという表現について＞

一般的にアロマサロンにおいて、アロマセラピーマッサージという表現がよく使われていますが、『業』（仕事）として『マッサージ』ができる者は、あん摩マッサージ指圧師の有資格者のみです。

従って、『マッサージ』という表現ではなく『トリートメント』という表現をするアロマサロンも多くなりました。そして、日常的な会話の中でアロマセラピーマッサージという言葉が使われることが許されるとしても、『業』としてアロマサロンを開業する場合にはこれらのことを十分にわきまなければなりません。

また、近年ベビーマッサージという表現がよく使われるようになりましたが、厳密に言うと、上記あん摩マッサージ指圧師以外、マッサージを『業』とすることはできません。ただ、本来ベビーマッサージは母親が子どもに対する触れ合いを目的にしており、『業』を目的にするものではありません。従って、当協会がベビーマッサージという表現を使う場合は、あくまでも『業』ではなく、啓蒙・指導であることをわきまえる必要があります。

## 【あはき法根拠条文】一部編集

### 第1条

医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。

## 5. 消費者保護

### (1) 消費者保護基本法

アロマサロンやショップの事業主は、消費者の利益を保護するように心がけなければいけません。消費者基本法では、「事業者の債務等」として以下のように定められています。

#### 第5条

事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 1 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 2 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 3 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 4 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等にも努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 5 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

### (2) 個人情報の保護に関する法律

平成17年4月1日、「個人情報の保護に関する法律」(通称、個人情報保護法)が施行されました。ただ、この法は「事業のために利用する個人情報データベース等に含まれる個人の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5千を超えない者」には適用しないとされていますので、5,001人以上の個人データ(お客様リストなど)を保有している事業所以外は、この法に従う義務はないとも言えます。

しかし、この法が施行されてからは、お客さまの「個人情報」に対する意識が非常に高まっており、法的義務がないとしても法の定めに従うことが「優良店のマナー」として重要です。

基本のルールとしては、①個人情報をお預かりする際は利用目的を特定する(個人情報の保護に関する法律 第15条、16条)②お預かりした個人データの内容を正確なものに保つよう努める(第19条)③利用目的を変更するにはご本人の同意を要する(第18条)④ご本人の同意なしに第三者に個人情報を提供してはならない(第23条)、などがあります。

ですから例えば、アロマサロンと美容室を別店舗で経営している方が、美容室のお客さまにアロマサロンのDMを送るときなどは、それなりの「お断り書き」を要する場合も生じます。

とりわけあってはならないことは、個人情報が流出すること(盗難、不正コピーの持ち出し、FAXの送信ミス、コンピュータから盗まれる〔ハッキング〕、個人情報を添付したメ

ールが誤送信される〔ウイルス感染したメールによる流出〕など)です(第20~22条)。とくにアロマセラピー関連業種の場合、お客さまの病歴や体質などの「センシティブ情報(高度に秘密性が高い情報)」が個人情報に含まれることが多いために注意が必要です。流出した際の損害賠償もセンシティブ情報が含まれるとかなりの高額となるのが通例です。大切なのは、個人情報が含まれた資料(名簿など)は必ず鍵の掛かるロッカーなどに保管すること、出して使うときには使用記録を残し管理を厳重にすることです。またパソコンには必ずウイルスなどを防ぐセキュリティ対策を施し、その上でパスワードによる管理を徹底するのが最低限実行すべきことでしょう。

## 6. 著作権法

著作権とは、「著作物」(「思想又は感情」の「創作的」な「表現」であり、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの)について、その著者のみが財産として持つことができる権利を保護するものです。

そのため、他者が創作した上で発表した内容(報道などによる単なる「情報の伝達」を除く)を営利目的や、家庭内での個人的な使用を超える目的のために複製、引用する場合には、著作者の許可が必要です。

セミナーや授業のテキスト・参考資料として、他者が発表した文面や情報、画像などを使用する際は、事前に必ず著作者に許可を得た上で、その出典元や著作者を明記し、どこの誰に帰属する情報であるかをわかるようにしましょう。